

## 住居確保給付金の申請手続きについて

川口市 生活福祉 1 課

### 1. 住居確保給付金について

この制度は、離職又は休業状態等により収入が減少した方を対象に、3ヶ月間の家賃助成（※1）を受給している間、転職・副業等を目的とした求職活動（※2）を支援する制度です。原則、給付金は大家や不動産会社・保証会社等、指定された口座に市から直接振り込みます。家賃の支払い方法が「クレジットカード払い」に限定され、大家や不動産会社・保証会社等への口座払いが困難な場合は、担当までお問い合わせください。

（※1）共益費・管理費等を除いた賃料が家賃助成の対象となります。

（※2）現在、新型コロナウイルスの感染の状況を踏まえ、当面の間、書面や電話等での就労支援を原則としております。

### 2. 支給対象者について

当制度は原則、1人につき1回のみ受給が可能です。ただし、支給終了後に新たに雇用された企業等において、会社都合による離職をされた方につきましては、支給要件を満たす場合、再支給の対象となることがあります。

（なお、新型コロナウイルス感染症対応による特例により、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り再支給が可能となる場合があります。詳細につきましては、川口市ホームページ「住居確保給付金のご案内」をご参照ください。）

また、過去に「住宅手当」「住宅支援給付」制度を利用し、「住居確保給付金」制度を利用したことが無い方につきましては、支給要件を満たす場合、支給の対象となります。

収入・資産等、具体的な支給要件は、以下の通りとなります。（別掲『住居確保給付金のしおり』もご参照ください。）

<次の1~9の全てに該当する方>

1. 川口市内に居住を予定する方又は現に居住する方
2. 申請日において、離職・廃業の日から2年以内の方。又は、個人の責に帰すべき理由・都合によらないで就業機会が減少し、離職等と同等程度の状況である方。
3. 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた方。又は、離婚等により申請時には、その属する世帯の生計を主として維持している方。
4. 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（離職・廃業者はハローワークに求職申込みをし、常用就職を目指した活動をする。個人の責に帰すべき理由・都合によらないで就業機会が減少した者は副業や転職を目指した活動をする）

5. 離職等により住宅を喪失している方又は喪失する恐れのある方（住宅を喪失するおそれがある方とは、6及び7の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方。なお、申請時において居住可能な住宅を所有している場合、又は同居の親族で居住可能な住宅を所有している方がいる場合は対象外となります。）
6. 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入（※3）の合計額が、基準額（※4）に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下の方

（※3）算定する収入の範囲は申請する月の就労収入（交通費を除いた総支給額）、公的給付（年金、失業給付、児童手当等各種手当の月額等）、継続的な仕送り等となります。借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しません。

また、収入に変動がある場合や申請する月の収入が不明の場合は、申請する月以前の直近3ヶ月の収入額を平均して推計した収入額（月額）を収入として算定します。収入・資産の推計方法について、不明点等ございましたら、担当までお問い合わせください。

（※4）市町村民税均等割の非課税となる収入額の1/12

- 例：単身世帯収入 131,700 円未満が支給対象（基準額 84,000 円＋支給限度額 47,700 円）  
2人世帯収入 187,000 円未満が支給対象（基準額 130,000 円＋支給限度額 57,000 円）  
3人世帯収入 234,000 円未満が支給対象（基準額 172,000 円＋支給限度額 62,000 円）  
4人世帯収入 276,000 円未満が支給対象（基準額 214,000 円＋支給限度額 62,000 円）  
5人世帯収入 317,000 円未満が支給対象（基準額 255,000 円＋支給限度額 62,000 円）  
6人世帯収入 364,000 円未満が支給対象（基準額 297,000 円＋支給限度額 67,000 円）  
7人世帯収入 408,400 円未満が支給対象（基準額 334,000 円＋支給限度額 74,400 円）

7. 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産（預貯金及び現金）の合計額が基準額×6以下の方

例：単身世帯 504,000 円以下、2人世帯 780,000 円以下、3人以上世帯 100万円以下の方が対象

8. 国の雇用施策による給付又は地方自治体等による離職者等に対する住居確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない方。生活保護の受給をされていない方
9. 暴力団員でない方

### 3. 支給額について

支給額については、以下の算定方法によって算出します。

$$\text{支給額(限度額以内)} = \text{基準額} + \text{賃料}(\ast 5) - \text{世帯収入額}$$

(※5) 賃貸借契約書に記載されている賃料（共益費・管理費等を除く）

### 4. 申請手続きについて

別掲『住居確保給付金申請書類チェックリスト』を参考に、以下の申請書類一式を揃え次第、下記送付先あてご郵送をお願い致します。

※紛失防止の観点から、可能な限り郵便追跡サービス（簡易書留、レターパックプラス等）をご利用ください。

#### 【申請書類一覧】

(ホームページからダウンロードする書類)

- (1) 様式第一号：住居確保給付金申請書
- (2) 様式1-1A：住居確保給付金申請確認書
- (3) 様式2-2：入居住宅に関する状況通知書
- (4) 参考様式5：離職状況等に関する申立書（離職された方向け）
- (5) 参考様式5-2：離職状況等に関する申立書（減収された方向け）
- (6) 収入に関する申立書

1ページ目を貸主（大家）もしくは貸主から委託を受けている業者（不動産会社等）が記入し、2ページ目を申請者本人が記入をしてください。

← 離職等の方はこちら

← 休業等の方はこちら

(申請者本人が用意する書類)

- (1) 本人確認関係書類（外国籍の方は在留カードの写しが必須）
- (2) 預貯金関係書類（同居人含むすべての口座）

通帳・インターネット口座の残高が記載されている部分の写し（アプリによる画面の写しも可）及び申請日から直近3ヶ月の記帳したものの写し

※同一世帯に属する子供等、就労収入がない方の名義の預貯金も含まれます。

※普通預金のほか、定期・定額預金等、すべての預貯金及び現金が対象となります。

※負債がある場合は、金融資産と相殺はしません。

- (3) 賃貸借契約書・更新契約書の写し

※契約期間が過ぎている契約書の場合、直近の家賃の支払い状況が確認できる書類（支払口座の通帳の写し等）を添付してください。

※借地借家法の保護の対象とならない契約書や、店舗・事業用賃貸契約の場合は支給対象外。

- (4) 公共料金（電気・ガス・水道・電話）および家賃の支払いがわかるものの写し

※上記の預貯金口座の写しでわかる場合はそれで可

※納付書払いの場合はそれがわかる領収書の写し

【以下の書類を提出できる場合は、申請書類に添付して提出してください。】

- (5) 収入関係書類（同居人も含む）

給与明細書・振込口座の通帳の写し、失業給付・年金・各種手当等の証明書類

- (6) 離職関係書類（離職された方のみ） ← 離職等の方はこちら  
退職証明書・離職票・雇用保険受給者資格証・退職所得の源泉徴収票・健康保険任意継続被保険者証等の写し
- (7) ハローワークへの求職申込み書類（離職された方のみ） ← 離職等の方はこちら  
ハローワークカードまたは仮登録画面の写し  
※求職申込みについては、インターネットからの事前登録（ハローワークインターネットサービス）や、求職申込書による郵送での申込みも可能です。詳細につきましては、お近くのハローワークへお問い合わせください。
- (8) 減収関係書類（減収された方のみ） ← 休業等の方はこちら  
出勤が減った月のシフト・請負契約や予約等のキャンセル・休業状態が確認できる文書（ホームページやチラシ等）の写し

#### 【送付先・問い合わせ先】

川口市生活福祉 1 課自立支援係 住居確保給付金担当あて  
住所：〒332-8601 埼玉県川口市青木 2-1-1（郵送先）  
電話：048-271-9397（担当直通）

申請書類が届き、内容を確認次第、不備等がなければ申請受付をいたします。  
申請書類に関して、確認事項等がある場合は、住居確保給付金担当者からご連絡させていただきます。

その後、審査を経て、支給決定通知書をお送りいたします。

#### 5. 支給開始月・支払い時期について

原則、申請受付をした月に支払う家賃から支給開始となります。

初期費用・更新費用や滞納した家賃については支給対象となりません。

（例：5月に申請を受け付けた場合、5月末支払いの家賃から支給開始となります。）

ただし、申請受付をした月の翌月から支給要件を満たす場合は、翌月から支給開始をすることも可能です。

（例：5月に申請を受け付け、6月末支払いの家賃からの支給を希望する方につきましては、6月の収入関係書類等を提出し、支給要件を満たす場合、6月末支払いの家賃から支給開始となります。）

また、**毎月1日～14日（14日が土日祝日の場合はその前開庁日）までに審査が完了**した方につきましては、当月末から1ヶ月分ずつ支給いたします。

（例：5月1日～14日までに申請完了した場合、5月末支払いの家賃が5月末に支給されます。）

**毎月15日～末日（末日が土日祝日の場合はその前開庁日）までに審査が完了**した方につきましては、翌月末に翌月末支払いの家賃と併せて支給いたします。

(例：5月15日～末日までに申請完了した場合、5月末支払いの家賃と6月末支払いの家賃（2ヶ月相当分）を併せて6月末に支給いたします。)

## 6. 求職活動について

支給決定後、毎月1回以上、自立相談支援機関との面談等が必須となります。

(ただし、コロナ禍のため当面の間、求職活動等状況報告書とその月の収入額を確認することができる書類を、川口市生活福祉1課自立支援係住居確保給付金担当あてに提出することで上記の要件を満たすこととします)。

離職・廃業者は週1回以上、求人先に応募等を実施または求人先の面接を受け、報告書を提出してください。また、毎月2回以上、ハローワークで職業相談等を受け、確認票の写しを提出してください。

詳細につきましては、支給決定後に担当から書面または電話等でご連絡させていただきます。

## 7. 支給の中止・停止・中断・支給内容の変更について

申請後又は受給後に、就職もしくはその他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労収入が収入基準額を超えた場合、原則として支給を中止いたします。

また、誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する自治体の指示に従わない場合や、受給者が住宅から退去した場合（申請者本人の責によらず転居せざるを得ない場合を除く）、支給を中止いたします。

さらに、住居確保給付金を受給中に、国の雇用施策による給付を受給することになり支給停止となる方や、疾病又は負傷のため住居確保給付金の中断を希望する方につきましては、支給を停止・中断した後、場合によっては支給を再開することも可能です。

詳細は担当までお問い合わせください。

受給中に家賃額が変更した場合や、申請者本人の責によらず転居せざるを得ない場合、支給額が変更となりますので、担当までご連絡ください。